

# 個人情報保護法

以下赤字は今日暗記するところ

## 第92回保健師国家試験問題

〔問題51〕 個人情報の保護に関する法律で個人情報取扱事業者に該当するのはどれか。

1. 労働基準監督署
2. 児童相談所
3. 保健所
4. 訪問介護ステーション

## 法律

- ◎ 個人情報保護法⇒正しくは、『個人情報の保護に関する法律』
- ◎ 2003年5月23日成立、2005年4月1日全面施行。(企業の準備期間2年を考慮)  
君たちの入学年度の前年度
- ◎ 法律の全文は⇒<http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/hourituan/>  
Googleで「個人情報保護法」でトップリザルト

## 目的

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく規模に関して拡大・伝達速度に関して高速  
⇒もし漏洩すると大量の情報の漏洩+瞬時広範囲への漏洩の可能性極めて大  
⇒被害対象者大、被害規模大

## 法の規制対象

- ◎国、地方公共団体、個人情報取扱事業者⇨大きな民間企業

## 用語の定義

「個人情報」...生存する個人に関する情報（識別可能情報）  
 「個人情報データベース等」...個人情報を含む情報の集合物（検索が可能なもの。一定のマニュアル処理情報を含む）  
 「個人情報取扱事業者」...個人情報データベース等を事業の用に供している者（国、地方公共団体等のほか、取り扱う個人情報が少ない等の一定の者を除く）  
 「個人データ」...個人情報データベース等を構成する個人情報  
 「保有個人データ」...個人情報取扱事業者が開示、訂正等の権限を有する個人データ

## 個人情報取扱事業者の義務の最低限理解する部分

- ◎ 利用目的の特定、利用目的による制限
  - 個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的をできる限り特定
  - 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いの原則禁止  
⇒企業活動に必要な情報ははっきり決める。
- ◎ 適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等
  - 偽りその他不正の手段による個人情報の取得の禁止

- 個人情報を取得した際の利用目的の通知又は公表
- 本人から直接個人情報を取得する場合の利用目的の明示  
⇒利用目的をはっきり伝えて情報をもらう。
- ◎ 安全管理措置
  - 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、従業者・委託先に対する必要かつ適切な監督  
⇒個人情報データベースをしっかりと管理する。データは常に更新する。
- ◎ 第三者提供の制限
  - 本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止
  - 本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、その旨その他一定の事項を通知等しているときは、第三者提供が可能
  - 委託の場合、合併等の場合、特定の者との共同利用の場合（共同利用する旨その他一定の事項を通知等している場合）は第三者提供とみなさない
  - 本人からの同意を得なくても個人情報を提供できる場合(例)  
⇒<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/20060228reigai.pdf>  
⇒他人にデータを渡さない。第三者提供でない場合がある。同意なし提供が可能な場合がある
- ◎ 公表等、開示、訂正等、利用停止等
  - 保有個人データの利用目的、開示等に必要の手続等についての公表等
  - 保有個人データの本人からの求めに応じ、開示、訂正等、利用停止等  
⇒公表すべきことを公表する。開示すべき場合開示する。

## OECD8 原則

OECD=経済協力開発機構

- ◎ 個人情報保護法の雛形になったもの

## 個人(データ提供者)の関与

- ◎ 利用目的の通知要求
- ◎ 開示請求
- ◎ 訂正等の要望
- ◎ 利用停止等

## 苦情の処理

- ◎ 国、地方公共団体への苦情⇒地方公共団体、国民生活センター
- ◎ 個人情報取扱事業者への苦情⇒個人情報取扱事業者、認定個人情報保護団体

## 適用除外

以下は本法の適用を除外される。

- ◎ 報道機関の報道活動
- ◎ 著述を業として行う者の著述活動
- ◎ 学術研究機関の学術研究
- ◎ 宗教団体の宗教活動
- ◎ 政治団体の政治活動

## 罰則

個人情報取扱事業者が主務大臣から勧告、命令⇒罰則

## 問題点

- ◎ 他の法律・慣習との競合  
    言論の自由、住民基本台帳、国勢調査
- ◎ 過剰反応
- ◎ 企業の準備不足
- ◎ 報道機関の特別扱いに対する批判

## 演習問題

●個人情報保護士認定試験からパクリました。

個人情報保護法制定の社会的背景に関する以下のアからエまでの記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 近年、企業による個人情報の漏えいが企業の社会的信用の低下につながりやすくなっている。
- イ. 個人情報の漏えいがあった場合、被害者に対して損害賠償金を支払うなど、金銭による法的処理を認めた最高裁判所の判例は出されていない。
- ウ. 近年の個人情報漏えい事件は、情報の流出件数が膨大なものになっている点に特徴がある。
- エ. 高度情報通信社会においては、個人情報が漏えいすると被害者に回復困難な著しい被害を与えるおそれがある。

## 次回講義

保健師国家試験で必要かもしれない個人情報保護法以外の情報処理用語のまとめ

⇒国家試験に出なくても先生の試験には出る。